

#### 4.住所等の届出

住所や勤務先等に変更があったときは、30日以内に届け出なければなりません。

##### \* 提出書類 \*

(1)	チェックリスト(住所等の届出) <a href="#">(PDF形式)</a>	
(2)	二級・木造建築士住所等届 <a href="#">(PDF形式)</a>	(様式第8号)